

# 令和4年度 第2回

## 幕別町国民健康保険運営協議会

日時 令和4年9月1日(木)  
午後6時30分  
場所 幕別町役場  
3階 AB会議室

### [会議次第]

#### 1 開会

#### 2 議件等

- (1) 議案第1号 幕別町国民健康保険運営協議会会長の選任について
- (2) 議案第2号 幕別町国民健康保険運営協議会会長職務代理者の選任について

#### 3 会議録署名委員の指定

---

---

#### 4 議件等

- (1) 報告第1号 令和3年度幕別町国民健康保険特別会計決算の概要について
- (2) 報告第2号 新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者への傷病手当金について

#### 5 その他

#### 6 閉会

議案第 1 号 幕別町国民健康保険運営協議会会長の選任について

会 長 \_\_\_\_\_

議案第 2 号 幕別町国民健康保険運営協議会会長職務代行者の選任について

会長職務代行者 \_\_\_\_\_

報告第1号 令和3年度 幕別町国民健康保険特別会計決算の概要について

[歳入予算総括表]

(単位:千円)

款 項	R3予算額 ①	R3決算額 ②	比較増減 ①-②	R2決算額 ③	比較増減 ②-③
1 国民健康保険税	691,759	692,347	△ 588	730,551	△ 38,204
1 国民健康保険税	691,759	692,347	△ 588	730,551	△ 38,204
2 道支出金	2,020,686	1,809,102	211,584	1,797,313	11,789
1 道補助金	2,020,686	1,809,102	211,584	1,797,313	11,789
3 財産収入	325	328	△ 3	374	△ 46
1 財産運用収入	325	328	△ 3	374	△ 46
4 繰入金	305,063	300,197	4,866	292,876	7,321
1 他会計繰入金	271,063	266,197	4,866	273,756	△ 7,559
2 基金繰入金	34,000	34,000	0	19,120	14,880
5 繰越金	468	468	0	374	94
1 繰越金	468	468	0	374	94
6 諸収入	2,968	3,372	△ 404	3,973	△ 601
1 延滞金及び過料	2,859	3,259	△ 400	3,088	171
2 預金利子	1	0	1	0	0
3 受託事業収入	1	0	1	0	0
4 雑入	107	113	△ 6	885	△ 772
7 国庫支出金	1,232	1,232	0	2,991	△ 1,759
1 国庫補助金	1,232	1,232	0	2,991	△ 1,759
計	3,022,501	2,807,046	215,455	2,828,452	△ 21,406

[一般会計繰入金の状況](再掲)

(単位:千円)

区 分	R3決算額 ①	R2決算額 ②	比較増減 ①-②	説 明
1 保険基盤安定繰入金	166,869	167,420	△ 551	国保法72-2①:低所得者の国保税の減額(7割軽減等)分の繰入(道3/4、町1/4)ほか
2 職員給与費等繰入金	80,065	81,767	△ 1,702	国民健康保険の事務の執行に要する人件費、物件費等の繰入
3 出産育児一時金繰入金	5,600	5,300	300	出産育児一時金(支給基準額42万円)の2/3相当額
4 財政安定化支援繰入金	13,663	19,269	△ 5,606	①応能割保険税負担能力の不足、②病床数の多数、③高齢者の多数に着目した繰入
一般会計繰入金 計	266,197	273,756	△ 7,559	

[歳出予算総括表]

(単位:千円)

款 項	R3予算額 ①	R3決算額 ②	比較増減 ①-②	R2決算額 ③	比較増減 ②-③
1 総務費	87,545	85,725	1,820	85,626	99
1 総務管理費	79,413	78,473	940	78,514	△ 41
2 徴税費	7,801	7,197	604	7,046	151
3 運営協議会費	331	55	276	66	△ 11
2 保険給付費	1,938,680	1,719,034	219,646	1,695,874	23,160
1 保険給付費	1,938,180	1,719,034	219,146	1,695,874	23,160
2 傷病手当金	500	0	500	0	0
3 国民健康保険事業費納付金	958,433	958,433	0	961,558	△ 3,125
1 医療給付費分	673,755	673,755	0	674,458	△ 703
2 後期高齢者支援金等分	203,911	203,911	0	204,725	△ 814
3 介護納付金分	80,767	80,767	0	82,375	△ 1,608
4 共同事業拠出金	1	1	0	1	0
1 共同事業拠出金	1	1	0	1	0
5 保健事業費	33,348	30,321	3,027	26,400	3,921
1 特定健康診査等事業費	28,130	25,413	2,717	20,157	5,256
2 保健事業費	5,218	4,908	310	6,243	△ 1,335
6 基金積立金	325	325	0	374	△ 49
1 基金積立金	325	325	0	374	△ 49
7 公債費	50	0	50	0	0
1 公債費	50	0	50	0	0
8 諸支出金	4,117	3,729	388	5,028	△ 1,299
1 償還金及び還付加算金	4,117	3,729	388	5,028	△ 1,299
9 財政安定化基金拠出金	2	1	1	3	△ 2
1 財政安定化基金拠出金	2	1	1	3	△ 2
10 繰出金	0	0	0	19,120	△ 19,120
1 他会計繰出金	0	0	0	19,120	△ 19,120
計	3,022,501	2,797,569	224,932	2,793,984	3,585

歳入決算見込①	2,807,046
歳出決算見込②	2,797,569
歳入歳出差引①-②	9,477

## 報告第2号 新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者への 傷病手当金について

### 1. 制度の概要

幕別町国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間（一定の要件を満たした場合に限る）傷病手当金を支給する。

#### (1) 対象者

幕別町国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われる場合に、その療養のため労務に服することができない方（給与等の支払いを受けている方に限る）。

#### (2) 支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

#### (3) 支給額

直近の継続した3か月間の給与等の合計額÷直近の継続した3か月間の就労日数×  
2/3×支給日数

※ 給与等の全部または一部を受け取ることができる場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。

### 2. これまでの条例改正等の経過

令和2年5月 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険給付の臨時特例に関する条例を制定（適用日は令和2年1月1日、**失効日は令和2年9月30日**）

令和2年9月 失効日を令和2年9月30日から**令和2年12月31日に延長**。

令和2年12月 失効日を令和2年12月31日から**令和3年3月31日に延長**。

令和3年3月 失効日を令和3年3月31日から**令和3年6月30日に延長**。

令和3年6月 失効日を令和3年6月30日から**令和3年9月30日に延長**。

令和3年9月 失効日を令和3年9月30日から**令和3年12月31日に延長**。

令和3年12月 失効日を令和3年12月31日から**令和4年3月31日に延長**。

令和4年3月 失効日を令和4年3月31日から**令和4年6月30日に延長**。

令和4年6月 失効日を令和4年6月30日から**令和4年9月30日に延長**。

### 3. これまでの支給決定状況（令和4年8月末現在）

(R2年度) 支給実績なし

(R3年度) 支給実績なし

(R4年度) 支給決定被保険者数：3人、支給決定額：52,903円

## 国民健康保険運営協議会について

### （設置の趣旨及び性格）

国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 11 条第 2 項により市町村に設置することと規定されており、保険税の賦課方法及び減免に関する事項、医療機関における一部負担金に関する事項など、国民健康保険事業の運営に関する重要事項について、町長からの諮問を受けて審議する市町村の執行機関（市町村長）の附属機関です。

### （組織及び委員の性格等）

国民健康保険運営協議会の委員は、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 3 条第 3 項により、被保険者代表、保険医又は保険薬剤師代表及び公益代表の 3 つの区分を代表する委員各同数で組織することと規定されています（同数にすることで三者の均衡を図っている）。

定数については、市町村の条例で定めることとなっており、幕別町国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 4 号）第 2 条の 2 により、それぞれの区分に 3 名ずつ、合計 9 名で構成することとしております。

なお、委員の任期は 3 年で、再任も可能となっております。

また、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 5 条により、協議会には、協議会を代表する会長及び職務代行者をそれぞれ 1 人置くこととなっており、公益代表の中から選ぶこととなっております。

会長は、町長から諮問があった場合には、協議会を招集することとなっておりますが、例年、国民健康保険特別会計の予算及び決算のほか、税率の改正などに関する審議について年 2～3 回協議会を招集しています。

### 【参 考】

#### ○ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）抜粋

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第 11 条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第 75 条の 7 第 1 項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第 82 条の 2 第 1 項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第4章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 前二項に定める協議会は、前2項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第1項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、第1項及び第2項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

#### ○ 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）抜粋

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

- 第3条 法第11条第1項に定める協議会（第5項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。
- 2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。
  - 3 法第11条第2項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
  - 4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。
  - 5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第5条第1項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。  
（委員の任期）
- 第4条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
（会長）
- 第5条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。
- 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。



○ 幕別町国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 4 号）抜粋

第 2 章 幕別町国民健康保険運営協議会

（協議会の委員の定数）

第 2 条の 2 協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 3 人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3 人
- (3) 公益を代表する委員 3 人

（規則への委任）

第 3 条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

○ 幕別町国民健康保険条例施行規則（平成 11 年規則第 7 号）抜粋

（所掌事項）

第 2 条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事項
- (2) 一部負担金の減免に関する事項
- (3) 保険税の賦課方法に関する事項
- (4) 保険税の減免に関する事項
- (5) 保険給付の種類及び内容に関する事項
- (6) 保健事業の実施大綱の策定に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営上重要な事項

（会長）

第 3 条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

（会議）

第 4 条 協議会は、町長から諮問があったときに、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は条例第 2 条各号に掲げる委員の各 1 人以上を含む過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会議録を作成し、会議に出席した 2 人以上の委員とともに署名しなければならない。

（庶務）

第 5 条 協議会の庶務は、国民健康保険事務の担当部課において処理する。